

日医発第1629号(健II)(介護)

令和8年1月8日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤和彦

(公印省略)

運転免許制度の運用に関する協力依頼について

今般、警察庁より、標記について本会へ協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

本件は、一定の病気等に該当する者を診察した医師が、診断結果を任意で都道府県公安委員会に届け出ができる規定の施行以降も、自動車等運転者による発作や急病による交通事故が依然として発生していることから、「道路交通法に基づく一定の症状を呈する病気等にある者を診断した医師から公安委員会への任意の届出ガイドライン」(平成26年9月8日付(地III-124)貴会宛て送付)の再周知、及び都道府県警察安全運転相談窓口の活用をお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会及び医療機関への周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

警察庁丁運発第1号
令和8年1月5日

公益社団法人日本医師会 御中

警察庁交通局運転免許課長

運転免許制度の運用に関する協力依頼について

貴会におかれましては、平素より運転免許行政に対し格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、一定の病気等に該当する者を診察した医師が診断結果を都道府県公安委員会に届け出ができる規定が施行されて10年以上が経過しましたが、自動車等の運転者による発作や急病により発生した交通事故は依然として発生しており、運転免許の取消し等の対象となる病気であることを隠し、その発作で意識を失い死亡事故を起こした者が静岡地裁浜松支部で実刑判決を言い渡されたとの報道もなされるなど、国民の関心も高まっています。

つきましては、こうした交通事故を防止する観点から、次の事項について、貴会の御協力をいただきたいと存じます。

- 一定の病気等に該当する者を診察した医師の届出の適切な運用

現在、医師の届出については、貴会において作成した「道路交通法に基づく一定の症状を呈する病気等にある者を診断した医師から公安委員会への任意の届出ガイドライン」に基づき運用しているものと承知しております。適切な運用がなされるよう今一度、貴会会員の方々に同ガイドラインの周知をお願いいたします。

- 安全運転相談窓口の活用

都道府県警察では、自動車等の安全な運転に不安のある者等からの相談を受け付けるため、安全運転相談窓口を設けております。また、都道府県警察の安全運転相談窓口に直接つながる全国統一の専用相談ダイヤルとして、「#8080」を導入しております。(別添参照)

医師が、必要に応じ患者に対して安全運転相談窓口を教示できるよう今一度、貴会会員の方々に窓口の周知をお願いいたします。

警察といたしましては、交通事故を防止するため、引き続き貴会との連携を図っていくことが重要と考えております。御高配を賜りますようお願い申し上げます。

**道路交通法に基づく
一定の症状を呈する病気等にある者を
診断した医師から公安委員会への
任意の届出ガイドライン**

平成 26 年 9 月

▽ 公益社団法人 日本医師会

道路交通法に基づく一定の症状を呈する病気等にある者を診断した医師から公安委員会への任意の届出ガイドラインについて

平成 25 年 6 月に道路交通法（以下、道交法という）の一部を改正する法律が公布され、道交法 101 条の 6 において「医師は、その診察を受けた者が第 103 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 又は第 3 号のいずれかに該当すると認めた場合において、その者が免許を受けた者（中略）であることを知ったときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができる。」とされました。

また、同法 103 条では（免許の取消し、停止等）として「免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、（中略）公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は（中略）免許の効力を停止することができる。」とされており、同条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2、第 3 号において、以下のとおり、その欠格事由が定められています。

- 1 次に掲げる病気にかかっている者であることが判明したとき。
 - (1) 幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの
 - (2) 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの
 - (3) (1) 及び(2)に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの
- 2 認知症であることが判明したとき。
- 3 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者であることが判明したとき。

これを受け、上記(1)、(2)、(3)については道交法施行令第 38 条の 2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、及び第 33 条の 2 の 3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）において、以下のとおり、特定された病気にある患者の全てが該当するものではなく、特定の症状を呈している者だけが該当する相対的欠格であることが定められています。

○統合失調症

自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。

○てんかん

発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。

○再発性の失神

脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいう。

○無自覚性の低血糖症

人為的に血糖を調節することができるものを除く。

○そううつ病

そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。

○重度の眠気の症状を呈する睡眠障害

○このほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気

本ガイドラインはこれらを踏まえ、医師が公安委員会へ届け出るべきと判断した場合における基本的な手続きを示すものです。「一定の症状を呈する病気等」の診断・治療等に関しては、別表に示す関係学会が作成するガイドライン等を参照してください。

なお、認知症における手続きについては、関係学会のガイドライン等を参照してください。

一定の症状を呈する病気等にある者の運転免許に係る医師から公安委員会への届出の手順

- (1) 医師は、患者を診察し、別表に示す関係学会が作成するガイドライン等を参照して、当該患者が「一定の症状を呈する病気等」に該当すると診断した場合には、運転免許の保有の有無を確認する。
- (2) 当該患者からの聞き取りにより、運転免許の保有の有無が確認できない場合には、公安委員会に確認することができる（別紙様式第2（確認要求用）参照）。
- (3) 運転免許の保有が確認された場合は、当該患者の疾病および症状が自動車の運転に支障を来すおそれがあることを患者に丁寧に説明するとともに、運転をしないよう指導し、診療録に記載する。
- (4) 患者への指導が困難な場合は、その家族等を通じての指導を考慮する。
- (5) 上記（3）、（4）を実施しても当該患者が受け容れず、現に運転している場合には、当該患者の診断結果について、医師は個人情報を含め公安委員会へ届け出事ができる旨を説明の上、運転をしないよう再度指導し、その旨を診療録に記載する。
- (6) 上記の説明にもかかわらず、一定の症状を呈する病気等の患者が運転免許を保有し、かつ、現に運転している事が明らかな場合には、医師は定められた書式（別紙様式第1（届出用）参照）を公安委員会から入手し、必要事項を記入したうえで届け出ができる。

届出は公安委員会に持参するか、あるいは書留で郵送する。

※ なお、道交法第101条の6第3項の規定により、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律（個人情報保護法等）の規定は、医師から公安委員会への届出を妨げるものではない。

運転免許の欠格事由となる「一定の症状を呈する病気等」と関係学会

統合失調症（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）	日本精神神経学会 https://www.jspn.or.jp/
てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）	日本てんかん学会 http://square.umin.ac.jp/jes/
再発性の失神（神経起因性（調節性）失神、不整脈を原因とする失神、その他特定の原因による失神（起立性低血圧等）等、脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいう。）	日本不整脈学会 http://jhrs.or.jp/index.html
無自覚性の低血糖症（薬剤性低血糖症、その他の低血糖症（腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等）等、人為的に血糖を調節することができるものを除く。）	日本糖尿病学会 http://www.jds.or.jp/
そううつ病（そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）	日本精神神経学会 https://www.jspn.or.jp/
その他精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）	日本精神神経学会 https://www.jspn.or.jp/
重度の眠気の症状を呈する睡眠障害	日本睡眠学会 http://jssr.jp/index.html
脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）	日本脳卒中学会 http://www.jsts.gr.jp/

認知症	<p>日本認知症学会 http://dementia.umin.jp/ ※ガイドライン掲載ページ http://dementia.umin.jp/link2.html</p> <p>日本神経学会 http://www.neurology-jp.org/ ※ガイドライン http://www.neurology-jp.org/news/pdf/news_20140624_01_01.pdf</p> <p>日本老年医学会 http://www.jpn-geriat-soc.or.jp/ ※ガイドライン掲載ページ http://www.jpn-geriat-soc.or.jp/info/topics/20140807_01.html</p> <p>日本神経治療学会 http://www.jsnt.gr.jp/ ※ガイドライン http://www.jsnt.gr.jp/img/guideline.pdf</p> <p>日本老年精神医学会 http://www.rounen.org/ ※ガイドライン掲載ページ http://www.rounen.org/</p>
アルコールの中毒者	<p>日本アルコール関連問題学会 http://www.j-arukanren.com/index.html</p> <p>日本アルコール・薬物医学会 http://www.f.kpu-m.ac.jp/k/jmsas/</p>

別紙様式第1（届出用）

年　　月　　日

都道府県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第1項の規定により届出します。

届出医師

住　　所

医療機関名

氏　　名

印

患 者	住　　所			
	フリガナ			男・女
	氏　　名			
	生年月日	年	月	日生
病　　名				
症　　状				
参考事項				

別紙様式第2（確認要求用）

年　　月　　日

都道府県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。

要求医師

住　　所

医療機関名

氏　　名

印

患 者	住　　所		
	フリガナ		
	氏　　名		男・女
	生年月日	年　　月　　日	生　　(　歳)

(回答書送付先)

医療機関名	
所　在　地	〒　-
電　話　番　号	

道路交通法、及び道路交通法施行令(抜粋)

道路交通法(昭和三十五年六月二十五日法律第百五号)

第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

第五節 免許証の更新等

(医師の届出)

第一百一条の六 医師は、その診察を受けた者が第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当すると認めた場合において、その者が免許を受けた者又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する者(本邦に上陸(同条に規定する上陸をいう。)をした日から起算して滞在期間が一年を超えている者を除く。)であることを知つたときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができる。

2 前項に規定する場合において、公安委員会は、医師からその診察を受けた者が免許を受けた者であるかどうかについての確認を求められたときは、これに回答するものとする。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による届出をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 公安委員会は、その管轄する都道府県の区域外に居住する者について第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その者の居住地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

第六節 免許の取消し、停止等

(免許の取消し、停止等)

第百三条 免許(仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。)を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

一 次に掲げる病気にかかつている者であることが判明したとき。

イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの

ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの

ハ イ及び口に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

一の二 認知症であることが判明したとき。

二 目が見えないことその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害として政令で定めるものが生じている者であることが判明したとき。

三 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者であることが判明したとき。

(以下略)

道路交通法施行令(昭和三十五年十月十一日政令第二百七十号)

第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)

第三十八条の二 法第百三条第一項第一号 イの政令で定める精神病は、第三十三条の二の三第一項に規定するものとする。

2 法第百三条第一項第一号 ロの政令で定める病気は、第三十三条の二の三第二項各号に掲げるものとする。

3 法第百三条第一項第一号 ハの政令で定める病気は、第三十三条の二の三第三項各号に掲げるものとする。

(以下略)

(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)

第三十三条の二の三 法第九十条第一項第一号 イの政令で定める精神病は、統合失調症(自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。)とする。

2 法第九十条第一項第一号 ロの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

一 てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)

二 再発性の失神(脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であつて、発作が再発するおそれがあるものをいう。)

三 無自覚性の低血糖症(人為的に血糖を調節することができるものを除く。)

3 法第九十条第一項第一号 ハの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

一 そううつ病(そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。)

二 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害

三 前二号に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気

(以下略)

安全運転相談窓口一覧

R7.12現在

	安全運転相談窓口	電話番号	聴覚に障害がある方等	所在地	受付日(注1)	受付時間
			FAX等			
札幌	札幌運転免許試験場安全運転相談係	011-699-8654 0570-080-456	011-683-5770(注2)	〒006-0835 札幌市手稲区曙5条4-1-1		
函館	函館運転免許試験場適性係	0138-46-2007 (内線312、315、316)	0138-46-2007(注3)	〒041-0802 函館市石川町149-23		
旭川	旭川方面本部 旭川運転免許試験場適性係	0166-51-2489 (内線323、324)	0166-51-2489(注2)	〒070-0821 旭川市近文町17-2699-5		
釧路	釧路方面本部 釧路運転免許試験場適性係	0154-57-5913 (内線315、316)	0154-57-5913(注2)	〒048-0918 釧路市大柴毛北1-15-8		
	帯広運転免許試験場適性係	0155-33-2470 (内線315、316)	0155-33-2470(注2)	〒080-2459 帯広市西19条北2-1		
北見	北見方面本部 北見運転免許試験場適性係	0157-36-7700 (内線381、382)	0157-36-7700(注2)	〒090-0008 北見市大正141-1		
青森	運転免許課試験教習所係(試験関係)	017-782-0081 (内線331~336)	017-782-0071(注3)	〒038-0031 青森市大字三内字丸山198-4	月曜～金曜	9時00分～16時00分
	運転免許課免許係(更新関係)	(内線251～256)	017-782-0081(注2)			
	運転免許課運転免許管理係(行政処分病気)	(内線242、243)	017-782-0072(注2)			
	運転免許課高齢運転者支援係(その他)	(内線282～288)				
	八戸試験場	0178-24-4415	0178-43-4141(注2)	〒031-0072 八戸市城下1-16-25	月曜～金曜 (第2・4金曜日を除く)	
	弘前試験場	0172-31-0737 (内線440、441、443)	0172-32-5311(注2)	〒036-8071 弘前市大字大久保字西田38-2	月曜～金曜 (第1・3金曜日を除く)	
	むつ試験場	0175-22-1321 (内線430、436～438)	0175-22-1321(注2)	〒035-0073 むつ市中央1-19-1	月曜～金曜	
岩手	運転免許課適性検査係 盛岡運転免許センター安全運転相談係	019-606-1251 (内線270～274、251、252)	019-623-1255(注2)	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-7-1 いわて県民情報交流センター1F	月曜～金曜 (要予約)	9時～16時
	自動車運転免許試験場免許・試験係	019-683-1251 (内線312、313)	019-683-3135(注2)			
	県南運転免許センター免許・試験係	0197-44-3511 (直通)	0197-44-3511(注3)			
	沿岸運転免許センター免許・試験係	0193-23-1515 (直通)	0193-25-0110(注2)			
	県北運転免許センター免許・試験係	0194-52-0613 (直通)	0194-52-0613(注3)			
宮城	宮城県運転免許センター安全運転相談係	022-373-3601 (自動案内4又は内線461～463)	022-373-3651(注3)	〒981-3117 仙台市泉区市名坂字高倉65 〒981-0501 東松島市赤井字南1-134 〒989-6221 大崎市古川大宮3-4-30 〒989-1222 柴田郡大河原町字南平3-1	月曜～金曜	9時30分～11時 14時～16時 (要予約)
	石巻運転免許センター試験係	0225-83-6211 (直通)				
	古川運転免許センター試験係	0229-22-8011 (直通)				
	仙南運転免許センター試験係	0224-53-0111 (直通)				
秋田	秋田県運転免許センター一般行政処分係 安全運転相談担当	018-824-0660 (直通)	018-824-0660(注2)	〒010-1606 秋田市新屋敷町5-1	月曜～金曜	8時30分～17時15分
山形	運転免許課試験係(試験関係)	023-655-2150 音声ガイダンスに従い操作	023-655-2150(注3)	〒994-0068 天童市大字高揖1300	月曜～金曜	8時30分～17時15分
	運転免許課免許係(更新関係)					
	運転免許課安全運転相談係(その他)					
福島	福島運転免許センター 運転免許課学科試験第一係 運転免許課免許第二係 運転免許課高齢運転者支援第一係	024-591-4372 (直通)	024-591-1224(注2)	〒960-2292 福島市町坂字原1-1	月曜～金曜	8時30分～17時15分
	郡山運転免許センター 運転免許課学科試験第三係 運転免許課免許第四係 運転免許課高齢運転者支援第四係	024-961-2100 (直通)	024-961-8504(注2)	〒963-0201 郡山市大根町字美女池上14-6		
警視庁	府中運転免許試験場学科試験課	042-365-5656 (直通)	042-365-6790(注2)	〒183-8506 府中市多磨町3-1-1	月曜～金曜	8時30分～16時30分 ※駒込運転免許試験場のみ要予約
	駒洲運転免許試験場試験課	03-3474-1374 (内線5433)	03-3474-4210(注2)	〒140-0011 品川区東大井1-12-5		
	江東運転免許試験場学科試験課	03-3699-1151 (内線5433)	03-3615-6700(注2)	〒136-0075 江東区新砂1-7-24		
	運転免許課本部高齢者対策課 (免許保有者のみ)	03-6717-3137 (内線5286、5287)	FAX利用の方は、各試験場(府中、駒洲 又は江東)へ	〒140-0011 品川区東大井1-12-5		8時30分～17時15分
茨城	運転免許センター運転適性係	029-240-8127 (直通) 029-293-8811 (内線334、335、337)	029-293-8037(注2)	〒311-3116 東茨城郡茨城町長岡3783-3	月曜～金曜	(要予約) 10時～11時 13時～15時
栃木	運転免許管理課安全運転相談係	0289-76-0110 音声ガイダンス3番	0289-76-0110(注2)	〒322-0017 鹿沼市下石川681	月曜～金曜	8時30分～12時 13時～16時
群馬	運転免許課適性検査係	027-252-5329 (直通)	027-253-0054(注2)	〒371-0846 前橋市元總社町80-4	月曜～金曜	8時30分～16時
埼玉	運転免許センター運転免許試験課適性検査係	048-543-2001 音声ガイダンス4番	048-543-7727(注2)	〒365-8501 埼玉県鴻巣市鴻巣405-4	月曜～金曜	9時～15時
	運転免許課本部運転教育課安全運転相談係	048-543-7727 (直通)	043-273-6844(注2)	〒261-8560 千葉市美浜区浜田2-1	月曜～金曜	8時30分～16時
千葉	運転免許本部運転教育課安全運転相談係	043-274-2000 音声ガイダンス2番～5番～3番～1番				
	運転免許本部流山運転免許センター 安全運転相談係	04-7147-2000 音声ガイダンス1番～6番		〒270-0144 千葉県流山市前ヶ崎217		
神奈川	運転免許本部運転教育課適性審査係	045-365-3111 音声ガイダンスに従い操作	045-363-7816(注2)	〒241-0815 横浜市旭区中尾1-1-1	月曜～金曜	9時30分～11時 14時～16時
新潟	運転免許センター適性(第一、第二)係	025-256-2525 (直通)	025-256-1255(注2)	〒957-0193 北蒲原郡聖籠町東港7丁目1-1	月曜～金曜	9時～17時
	運転免許センター高齢運転者支援係	025-256-3311 (直通)				
	運転免許センター長岡支所	0258-22-1050 (内線221、223)	0258-23-0121(注2)	〒940-1140 長岡市上原島1丁目7-1		
	運転免許センター越支所	025-543-3100 (内線602、603)	025-543-3101(注2)	〒942-0004 上越市西本町1丁目1-10 フレッソ直江津1、2階		
	運転免許センター佐渡支所	0259-55-0067 (直通)	0259-55-0068(注2)	〒952-0312 佐渡市吉岡389-1		
	運転免許センター古町出張所	025-229-0625 (直通)	-	〒951-0061 新潟市中央区西堀通6番町866 NEXT21、3階		

	安全運転相談窓口	電話番号	聴覚に障害がある方等	所在地	受付日(注1)	受付時間
			FAX等			
山梨	運転免許試験第一係(試験関係)	055-285-0533 (内線582、583)	055-285-5794(注2)	〒400-0202 南アルプス市下高砂825	月曜～金曜	16時～17時 (要予約)
	運転免許試験第二係(更新関係)	(内線562)				
	運転免許試験高齢運転者支援係(高齢者関係)	(内線546)				
	運転免許課適性検査所係(その他)	(内線548)	0554-43-4101 (内線513)	〒402-0051 都留市下谷3-2-2	8時30分～17時	
	運転免許課都留分室試験係(試験関係)	0554-43-4101 (内線513)				
	運転免許課都留分室免許係(更新関係)	(内線514)				
長野	東北信運転免許課安全運転相談係	026-292-2345 (内線370、372～378)	026-261-1361(注2)	〒381-2224 長野市川中島町原704-2	月曜～金曜	8時30分～12時 13時～17時
静岡	高齢運転者支援ホットライン	054-250-2525 (直通)	054-250-8375(注2)	〒420-0949 静岡市葵区与一6-16-1	月曜～金曜	10時～17時 (電話相談)
	運転免許課中部運転免許センター 適性審査係・試験係	054-272-2221 (内線292、223)				
	運転免許課東部運転免許センター 適性審査係・試験係	055-921-2000 (内線292、223)	055-927-2001(注2)	〒410-0001 沼津市足高字尾上241-10	9時～16時	
	運転免許課西部運転免許センター 適性審査係・試験係	053-587-2000 (内線292、223)	053-584-0020(注2)	〒434-0042 浜松市浜北区小松3220		
富山	運転免許センター・安全運転相談係	076-451-2140 (直通)	076-451-4568(注2)	〒931-8562 富山市高島62番地1	月曜～金曜	10時～12時 13時半～16時半
	高岡運転免許更新センター			〒933-0871 富山県高岡市駅南4丁目1-22	木曜	14時半～16時 (予約制)
石川	運転免許課適性検査係	076-238-5901 音声ガイダンス8番 076-238-5428 (直通)	076-238-5429(注2)	〒920-0209 金沢市東蚊爪町2-1	月曜～金曜	8時30分～17時
福井	福井県運転者教育センター(春江) 試験係	0776-51-2820 (内線351～354)	0776-51-2820(注3)	〒919-0476 坂井市春江町針原58-10	月曜～金曜	9時～16時
	福井県運転者教育センター(春江) 講習指導係	(内線341～344)				
	高齢ドライバー相談ダイヤル (直通)	0776-51-2221				
	福井県奥越運転者教育センター	0779-66-7700 (直通)	0779-66-7700(注3)	〒912-0011 大野市南新在家32-1-4	月曜～金曜	9時～16時
	福井県丹南運転者教育センター	0778-21-3613 (直通)	0778-21-3613(注3)	〒915-0891 越前市余田町2-1-1		
	福井県嶺南運転者教育センター	0770-45-2121 (直通)	0770-45-2121(注3)	〒919-1323 三方上中郡若狭町倉見1-51		
岐阜	運転免許課運転適性指導係	058-295-5200 (直通)	058-295-2050(注2)	〒502-0841 岐阜市学園町3丁目42番地 ぎふ清流文化プラザ6階	月曜～金曜	電話 8時30分～17時15分 面談(要予約) 9時～12時、13時～16時
	運転免許課運転免許試験場適性検査係(身体関係)	058-237-3331 (内線322)		〒502-0003 岐阜市三田洞東1丁目22番8号		13時～16時 (要予約)
	運転免許課岐阜運転者講習センター	058-295-1010 (内線262、263)		〒502-0841 岐阜市学園町3丁目42番地 ぎふ清流文化プラザ2階		
	運転免許課西濃運転者講習センター	0584-91-6301 (直通)		〒503-0984 大垣市綾野1丁目2700番地2		
	運転免許課中濃運転者講習センター	0575-23-1484 (直通)		〒501-3932 関市福口423番地1		
	運転免許課多治見運転者講習センター	0572-23-3437 (直通)		〒507-0803 多治見市美坂町4丁目6番地		
	運転免許課東濃運転者講習センター	0573-68-8032 (直通)		〒509-9132 中津川市茄子川1127番地の1		
	運転免許課飛騨運転者講習センター	0577-33-3430 (直通)		〒506-0851 高山市大新町5丁目68番地1		
	運転免許試験場安全運転相談係	052-801-3211 (内線365、371)	052-801-3238(注3)	〒468-8513 名古屋市天白区平針南3-605	月曜～金曜	8時45分～12時 12時45分～17時
愛知	東三河運転免許センター・技能試験係	0533-85-7181 (内線553)	0533-85-7181(注3)	〒442-0067 豊川市金屋西町2-7		8時45分～12時 12時45分～15時
三重	運転免許センター・適性相談係	059-229-1212 音声ガイダンス1番～1番	059-229-1212(注3)	〒514-8518 津市垂水2566	月曜～金曜	9時～16時
滋賀	運転免許課高齢運転者等支援係 (臨時適性検査関係)	077-585-1255 (内線226、227、258)	077-585-1255(注3)	〒524-0104 守山市木浜町2294	月曜～金曜	8時30分～17時 (要予約)
	運転免許課試験係(試験関係)	(内線211、212)				
	運転免許課米原分室(臨時適性検査関係)	0749-52-5070 (内線530、531)				
京都	運転免許課試験課臨時適性検査係	075-631-5181 (内線412～414)	075-632-2694(注2)	〒612-8486 京都市伏見区羽束東古川町647	月曜～金曜	9時～17時
大阪	門真運転免許試験場適性試験係	06-6908-9121 (内線384)	06-6908-2048(注2)	〒571-6555 門真市一番町23-16	月曜～金曜	14時30分～16時30分
	光明池運転免許試験場適性試験係	0725-56-1881 (内線384)	0725-56-8850(注2)	〒594-0031 和泉市伏屋町5-13-1		
兵庫	運転免許課高齢運転者等支援室相談係	0570-078-912	078-912-3900(注3)	〒673-0842 明石市荷山町1649-2	月曜～金曜	9時～16時
	運転免許課学科適性試験係					13時～16時(機械検査関係)
	運転免許課阪神運転免許更新センター	072-783-0110 (直通)				9時～16時
	運転免許課神戸優良・高齢運転者 運転免許更新センター	078-351-7201 (直通)				
	運転免許課明石運転免許更新センター	078-912-7061 (直通)				
	運転免許課姫路優良・高齢運転者 運転免許更新センター	079-222-0550 (直通)				
	運転免許課但馬運転免許センター	079-662-1117 (直通)				
奈良	運転免許課試験係(試験関係)	0744-25-5224 (直通)	0744-22-5685(注2)	〒634-0007 橿原市葛木町120-3	月曜～金曜	10時～16時
	運転免許課安全運転相談係(更新・高齢者関係)	0744-22-5542 (直通)				
和歌山	運転免許課高齢運転者等支援室 高齢運転者等支援係	073-473-0110 (内線322、325、328)	073-473-0110(注2)	〒640-8524 和歌山市西1 交通センター	月曜～金曜	9時～16時
	運転免許課試験係	(内線366)				
鳥取	運転免許課免許係(東部運転免許センター)	0857-36-1122 (内線360)	0857-36-1122(注3)	〒680-0841 鳥取市吉方温泉2-501-1	月曜～金曜	8時30分～17時15分
	鳥取県自動車運転免許試験場免許・試験係	0858-35-6110 (内線310)	0858-35-6110(注3)	〒682-0712 東伯郡湯梨浜町上津浅216		
	運転免許課免許係(西部運転免許センター)	0859-22-4607 (内線210)	0859-22-4607(注3)	〒683-0004 米子市上福原1272-2		

	安全運転相談窓口	電話番号	聴覚に障害がある方等	所在地	受付日(注1)	受付時間
			FAX等			
島根	運転免許課安全運転相談係	0852-36-7400 (内線321、322)	0852-36-7400(注3)	〒690-0131 松江市打出町250-1	月曜～金曜	8時30分～17時
	運転免許課西部運転免許センター免許係	0855-23-7900 (内線231、232)	0855-23-7900(注3)	〒697-0015 浜田市竹迫町2385-3		
岡山	運転免許課試験第三係 運転免許課適性指導係	086-724-2200 音声ガイドン3番	086-724-2440(注2)	〒709-2192 岡山市北区御津中山444-3	月曜～金曜	8時30分～16時
広島	広島県運転免許センター 運転免許課安全運転相談係	082-228-0110 (内線703-232、233)	082-941-1158(注2)	〒731-5108 広島市佐伯区石内南3丁目1番1号	月曜～金曜	8時30分～17時
	東部運転免許センター 運転免許課東部免許第一係(更新関係)	082-228-0110 (内線704-222)	※メールは、県警ホームページ「警察の 相談窓口などのご案内」→「メールでの 相談(安全運転相談)」の入力フォーム	〒720-0838 広島市福山市瀬戸町大字山北54-2		
山口	運転免許課試験第三係 運転免許課適性指導係	083-973-2900 (内線255、256、257、258) 083-973-2910 (直通)	083-973-0290(注3)	〒754-0002 山口市小郡下郷3560-2	月曜～金曜	8時30分～17時
徳島	運転免許課運転適性検査係	088-699-0110 (内線242、243) 088-699-0117 (直通)	088-699-1107(注2)	〒771-0214 板野郡松茂町満穂字満穂開拓1番地1	月曜～金曜	9時～17時
香川	運転免許課適性相談係(身体の条件付け等)	087-881-0645 (直通)	087-881-0523(注2)	〒761-8031 高松市郷東町587-138	月曜～金曜	9時30分～10時
	運転免許課適性相談係(一定の病気)	087-881-6110 (直通)	087-881-6116(注2)		月曜～金曜	8時30分～17時
愛媛	運転免許課安全運転支援係	089-934-0110 (内線727-332～335)	089-979-4152(注2)	〒799-2661 松山市勝岡町1163-7	月曜～金曜	8時30分～17時
高知	運転免許センター・安全運転支援室	088-893-1221 (内線371、375～377、214)	088-893-1221(注3)	〒781-2120 吾川郡いの町枝川200番地	月曜～金曜	8時30分～17時
福岡	運転免許試験課福岡自動車運転免許試験場 (試験関係・更新関係)	092-565-5010 (内線311、301)	092-566-2737(注2)	〒781-1392 福岡市南区花畠4-7-1	月曜～金曜	8時30分～17時15分
	運転免許試験課北九州自動車運転免許試験場 (試験関係・更新関係)	093-961-4804 (内線311、301)		〒802-0842 北九州市小倉南区日の出町2-4-1		
	運転免許試験課筑豊自動車運転免許試験場 (試験関係・更新関係)	0948-26-7110 (内線311、301)		〒820-0014 飯塚市鶴三緒1518-1		
	運転免許試験課筑後自動車運転免許試験場 (試験関係・更新関係)	0942-53-5208 (内線311、301)		〒833-0056 筑後市大字久富1135-2		
	運転免許試験課安全運転相談係 (臨時適性検査関係)	092-641-4141 (内線706-601～603)		〒811-1392 福岡市南区花畠4-7-1		
	運転免許センター・免許係	0952-98-2220 (内線221、226)		〒849-0901 佐賀市久保泉町大字川久保2121-26	月曜～金曜	14時30分～16時 (要予約)
佐賀	運転免許管理課安全運転相談係	0957-53-2128 音声ガイドン5番	0957-53-2128(注3)	〒856-0817 大村市古賀島町533-5	月曜～金曜	9時～12時 13時～16時(要予約)
熊本	運転免許課安全運転相談係	096-233-5111 (直通)	096-233-2227(注2)	〒869-1107 菊池郡菊陽町辛川2655	月曜～金曜	9時～16時 (要予約)
大分	運転免許課安全運転相談係	097-526-3000 音声ガイドン4番	097-520-7010(注2)	〒870-0401 大分市大字松岡6687	月曜～金曜	8時30分～17時 (要予約)
	運転免許課高齢運転者支援係	097-526-3000 音声ガイドン5番→1番				
宮崎	宮崎県総合自動車運転免許センター 安全運転相談係	0985-24-9999 音声ガイドン2番	0985-20-9017(注2)	〒880-8555 宮崎市阿波岐原町4276-5	月曜～金曜	10時～17時
	宮崎県総合自動車運転免許センター 安全運転相談係(運転適性検査)	0985-24-9999 音声ガイドン2番			金曜	10時～17時
	運転免許課都城運転免許センター	0986-25-9999 (直通)		〒889-1912 北諸県郡三股町大字宮村字椿木2944-3	月曜～金曜	10時～17時
	運転免許課延岡運転免許センター	0982-33-9999 (直通)		〒882-0803 延岡市大賀町1-2834	月曜～金曜	10時～17時
鹿児島	免許試験課学科・技能試験係(試験関係)	0995-65-2295 (内線220、230)	099-266-0111(注2)	〒899-5421 姶良市東餅田3934	月曜～金曜	14時～16時
	免許管理制度課免許適性係(更新関係)	099-266-0111 (内線241、242)		〒891-0122 鹿児島市南栄5-1-2 交通安全教育センター内	月曜～金曜	9時～17時
沖縄	運転免許試験課安全運転相談係	098-851-1000 (内線536、537)	098-851-1000(注3)	〒901-0225 豊見城市字豊崎3-22	月曜～金曜	8時30分～17時
	運転免許センター・中部支所	098-933-0442 (直通)		〒904-0035 沖縄市南桃原4-27-22		
	運転免許センター・北部支所	0980-53-1301 (直通)		〒905-0021 名護市東江5-20-5		
	運転免許センター・宮古支所	0980-72-9990 (直通)		〒906-0013 宮古島市平良字下里3107-4		
	運転免許センター・八重山支所	0980-82-9542 (直通)		〒907-0003 石垣市字平得343-2		

注1：受付日は平日が祝祭日及び年末年始の場合を除く。

注2：FAX受信24H、対応は受付日時内

注3：FAX受信・対応とも受付日時内



8 0 8 0

周りが見えづらくなつた

身体の動きが鈍くなつた

最近、こんな経験ありませんか？

物忘れが多くなつた

運転中ヒヤッとしたことがある

加齢に伴い視野障害や筋力の衰えなど、身体機能が低下すると、運転操作のミスへとつながり、交通事故を引き起こす可能性が高まります。



運転に不安を感じたらお電話ください。

安全運転相談 ダイヤル

8 0 8 0

シャープ ハ レ バ レ

- この番号にダイヤルしていただくと、発信場所を管轄する都道府県警察の安全運転相談窓口につながります。
- 受付時間は原則として平日の執務時間内となります。 ● 通話料は利用者負担となります。

運転に不安を感じたら まずは相談

加齢に伴い、視野障害や筋力の衰えなど身体機能が低下すると、運転操作のミスへとつながります。これにより、重大な交通事故を引き起こす可能性が高まります。

「若い頃とちょっと違うな」
「おかしいな」と感じたら、
運転免許証返納の時期です。

高齢ドライバーや家族のみなさん
高齢や病気等で運転を続けること
に不安を感じたらお電話ください。

安全運転相談ダイヤル

8080
シャープ ハ レ バ レ

運転免許証を返納すると
「運転経歴証明書」
の交付が受けられます。※



運転経歴証明書は、運転免許証に代わる公的な身分証明書として銀行口座の開設時等に利用可能ですが。その他、タクシー・バスの運賃割引や、宅配料金の割引など様々な特典が受けられます。(自治体により異なります。)

最近、こんな経験ありませんか？



視野が狭くなったり
部分的に見えづらくなつた。



身体の動きが若い頃より鈍くなつた。



物忘れが多くなつた。



運転中ヒヤッと
したことがある。

各種 **特典**も
受けられます！

「高齢運転者支援サイト」



※ 令和元年12月1日からは、運転免許証の有効期間が経過して運転免許が失効した方も運転経歴証明書の交付が受けられます。